

平成29年2月27日開会
平成29年3月16日閉会

平成29年

第1回定例会会議録

(第4日目)

小豆島町議会

開議 午後1時00分

○議長（森口久士君） 皆さん、こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日は2月28日に各常任委員会へ付託しました議案の各委員会審査報告、また追加議案として人事案件、契約案件、補正予算、発議が提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月10日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午後1時00分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。監査委員からの出納例月検査執行状況報告書1件はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第3号、議案第5号、議案第13号及び議案第19号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） それでは、日程第1、議案第3号、議案第5号、議案第13号及び議案第19号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） 小豆島町議会議長森口久士殿。総務建設常任委員会委員長谷康男。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月28日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1. 委員会開催年月日。平成29年3月3日、7日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第3号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第5号小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第13号平成29年度小豆島町一般会計予算（総務建設常任委員会所管課分）。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

商工観光課。

小豆島観光協会負担金については、協会の理事会等の中で十分協議し、公平な負担となるよう協会に対して申し入れること。

(6)議案第19号平成29年度小豆島町水道事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第3号、議案第5号、議案第13号及び議案第19号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 一般会計のほうで商工観光課のほうで公平な負担となるように協会に申し入れることとありますが、どういうふうなことでその指摘が出てきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 5番谷議員。

○5番（谷 康男君） この意見書につきましては、一部委員の中から実際土庄町側の負担金はどういうふうになっているのかという意見があって、その中で土庄町側は150万円という回答がありました。今回の予算の中では、小豆島町分としては650万円ということになりますので、そのあたりを観光協会のほうの理事会においてきちっと公平に分担されるようにということで、意見書として添付しました。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） これ、委員長に聞くのは酷かなと思うんですが、行政のほうでどういふふうなことでこういうふうな結果になってきているのか。お答えいただければと思いますが、いかがですか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 小豆島町観光協会の負担金につきましては、予算編成時に観光協会のほうから次年度の予算について要望がございます。その時点で両町には650万円ずつ事業について必要であるので要望しますということでございましたので、当町としては、要望どおり650万円を要望したところでございます。土庄町にも同様な予算要望を上げておりますけれども、土庄町さんがどう判断されて150万円になったかという部分については、私どものほうでは把握できておりません。以上でございます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 商工観光課のほうで把握できとらんというふうなことで、商工観光課は理事とかそういうふうには全然関係ないというふうに考えたらいいなかな。その理事のほうに入っておられる方で、その部分でどういうふうなことがあって現状の状況になっているのか、お答えいただければと思いますが、いかがですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 私が理事をし、かつ小豆島観光協会の会長という立場です。その立場で申し上げるとすれば、小豆島観光協会、観光国際化、インバウンドのお客さんの増加という中で、スタッフはとても頑張っていると思います。昨年瀬戸内国際芸術祭でもウェルカムサポーターの皆様が海外のお客様をおもてなしをしたり、あるいは外国語の情報発信、ホームページの発信とか、小豆島観光に大いにスタッフが頑張って貢献したと思います。そういう観点から、来年度の活動について、両町に観光協会としての要請をしたものだと思います。

小豆島町としては、必要な事業だということで、予算に計上し、議会の審査をいただいたということ。土庄町の事情、土庄町に聞いていただくしかないですけれども、私の理解

では、まずは既定の予算について了解し、その他のことは状況を見て、補正予算なりの対応をしていただけるのではないかと期待をしていますが、議会で両町の公平観点でよく理事会でもみなさいということですので、理事会のほうで私は会長をしていますので、よく会員の意見も聞き、土庄町の意見も聞き、総合的な観点でしこりが残らないように、大事なことは小豆島観光をどう振興するかということです。私は、小豆島町長としても小豆島観光協会の会長としても、来年度の観光協会の事業計画をととても適切なもの、この時期にこういうこと、例えばいろんな外国語でのホームページの発信とかいろんな情報発信とかということを計画してますので、この時期にそういう活動を小豆島観光協会ができない、しないというのであれば、小豆島の観光はとても大きな痛手を負うので、極力土庄町の理解も得て、小豆島観光の進展につながるような結論になるように努力をさせていただきます。以上です。

○9番（安井信之君） 小豆島町だけでやっているような事業じゃないので、その辺は両町協調してやっていくというふうな形でお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（森口久士君） ほかに。秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 関連でございますが、私も観光協会の云々については昨年も予算がそうであったと思うんですが、2年連続こういう形で本当にいいのかなという思いがございます。町長自体も島は一つと、両町も町長ともそういう形でございますが、そのために特に観光協会を一本化。その中でこういう予算で不公平さが出る、当初予算ですわ。これは補正でどういうふうになるかわかりませんが、本当に一本化の形をとるためにもそういう公平感を十分とっていただきたいなという思いでございます。

その中で今までの経過がございます。当初観光のものは、島は一つの協会と。両町にある観光協議会、名前はちょっと土庄町と我が町とがございますが、この3つにあるものがなぜ一つにならんのかなというのが我々ずっと考えておりまして、そこら辺、今後、町長として理事長としてどういうふうに思っているのかということをお聞かせを願えたらありがたいと思っております。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 秋長議員のご指摘のとおりで、小豆島は一つ、特に観光という点については、外から見て、小豆島が一つで観光に全力で取り組んでいくということが期待もされていると思います。民間の観光業者の方も島は一つということで、小豆島観光協会を中心ということで一致団結して、ここ数年取り組みができていたことが大きな成果を上げていると思います。

今回の予算については、今まで会長を小豆島町と土庄町が2年交代ですというのがあるような事情で私が継続してやっているというところとかなんですから、会長人事の議論がすっきりするということが多分ネックにあると思いますが、そこは観光協会の会員の方が選任をしてるという、民主的な手続のもとでの結果なので、その問題は何とか解決しなきゃいけません。

いずれにしても、小豆島観光協会を軸にして、小豆島観光の発展を図るというのは正しい結論だと思っています。ぜひそうしたいと思いますが、それぞれ民間の立場で小豆島町観光協会、土庄町観光協会というのがそれなりの活動もしてるので、民間の人たちがそれぞれの意欲のもとで活動してるということがありますので、行政が強制的に一体化するというのもいろんな問題も出ますので、とにかく関係者が気持ちを一つにして、最終的に小豆島観光協会に一本化し、多分行政の観光課、土庄町と小豆島町の観光課を小豆島観光協会に機能を一本化して、そこを中心にやるという、本来というか、あるべき姿に持っていけるように努力を今後ともしたいと思っております。議員各位にもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 今、町長が申したようなことだと思います。特に今まで従来3町であった時代から、そういうお互いの信頼関係というか、申し合わせというか、そういう形で進んだのが先ほど町長が言ったようなことが一つは懸念されて、こうなったんじゃないかなという思いはありますが、私もそれなりに水面下で土庄町の議長さんにもお願いをして、ぜひそういうことを今後ならんように頼むでということは申し上げておりますし、昨日も広域の後でいろいろとその件について何か今年聞いたんやけど、また一緒かいやというたら、いや、そうですと。それはあかんのちゃうかというなことで、本人は必要なものは全部対応させていただくということでございますが、こういうのはやはり各担当の段階でもっと詰めて、私はできるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺も課長、大変だと思うんですが、両観光課長もおります。それは予算を立ち上げるんか、こういうふうに提示するときには事前にもっとやっておくべきではないかなとつくづく思いをしておりますので、お互いそういうことが今後ないようにぜひ両町が公平に、不公平にならないようにお願いをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第2号、議案第4号、議案第13号から議案第18号及び議案第20号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） 次、日程第2、議案第2号、議案第4号、議案第13号から議案第18号及び議案第20号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 平成29年3月16日、小豆島町議会議長森口久士殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月28日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成29年3月6日、8日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第2号小豆島町高校生海外留学支援基金条例について。

原案どおり可決するべきものと決定した。

(2) 議案第4号小豆島町介護老人福祉施設事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第13号平成29年度小豆島町一般会計予算（教育民生常任委員会所管分）。

次の意見を付して、原案どおり可決するべきものと決定した。

意見。

高齢者福祉課。

介護職員の処遇改善について検討を願いたい。

社会教育課。

三都公民館の建設については、十分に検討、周知をされたい。

子育て共育課。

通園方法等について検討願いたい。

環境衛生課。

複数年契約等経費削減を検討されたい。ごみの削減に努められたい。

(4) 議案第14号平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第15号平成29年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第16号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第17号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(8) 議案第18号平成29年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(9) 議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

部門別収益の精査を行い、給食部門の活用など収益の改善に努められたい。以上です。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第2号、議案第4号、議案第13号から議案第18号及び議案第20号に対して、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） 一番最後の意見、私は教民のほう入ってませんので、ちょっと具体的に教えていただきたいんですが、部門別収益の精査、給食部門の活用、全般的に全ての改善、これちょっともう少し具体的にどういうことなんでしょうか。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） 介護保険施設の事業を行う上で、今のところ当初予算として6千万円ぐらいの赤字が見込まれるというふうな説明がありました。その中で、給食部門というか、賄いの部分で少しでも院内の入院している患者なりに与えるだけじゃなくて、ほかでまだ収益が生むことができるんやったら、その辺で改善を願いたいというふうなこともありまして、赤字削減を全体的に図るようというふうなことで、部門別の収益の精査を行いというふうな形でやらせてもらいました。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 何となくわかりました。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。


~~~~~

日程第3 議案第2号から議案第5号及び議案第13号から議案第20号に対する討論及び採決

○議長（森口久士君） それでは、日程第3、議案第2号から議案第5号及び議案第13号から議案第20号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第2号小豆島町高校生海外留学支援基金条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号小豆島町高校生海外留学支援基金条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第3号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第3号に反対の立場で討論を行います。

住民に対するマイナンバーカードの交付が始まってから1年以上がたちますが、町内で交付した人は1,034件、6.6%で、希望者数はほとんど頭打ちです。この仕組みが住民にとって不必要で不安が強いものであるからだと思います。番号が通知されていない世帯も受け取り拒否の10件も含め144件残されたままです。

マイナンバーカードは、身分証明のほかほとんど使い道はありません。それどころか、他人に見せてはならない個人番号と顔写真などが一つになったカードを持ち歩くことのほうが個人情報を保護する点からすれば、返って危険です。

カード申請が頭打ちなのは、住民が制度の利便性を感じず、むしろ不安が大きいことの反映と言えます。不安に答えずに理解や納得もないまま、次々と税金をつぎ込み、なし崩し的にカードの利用分野を広げることは問題だと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 私は、議案第3号について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

社会保障、税、災害対策の分野の範囲内で条例の定めのある事務へ個人番号の独自利用が認められています。申請時に必要な添付書類が必要でなくなるなど、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間が大幅に削減され、住民の皆さんの負担が軽減されます。行政の効率化、住民の利便性の向上、公平かつ公正な社会を実現するメリットが期待される一方で、情報漏えい等を危惧する声があることは事実ですが、通信の暗号化を実施するなど、さまざまな処置が講じられているところであります。

本議案は、既に可決成立している法令に基づき独自利用の設定を行うものであり、必要な条例整備等と理解するものでありますので、本条例案に賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第3号小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第4号小豆島町介護老人福祉施設事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号小豆島町介護老人福祉施設事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例については委員長報告のとおり可決さ

れました。

次、議案第5号小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号小豆島町簡易水道事業を小豆島町水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第13号平成29年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第13号平成29年度小豆島町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

今、安倍政権のアベノミクスが格差と貧困を一層拡大し、安倍政権が進める社会保障費の自然増削減路線は、医療費負担増、年金削減、介護サービス取り上げ、生活保護切り下げなど、国民の生存権を脅かし、町民の暮らしはかつてない厳しい状況に置かれていることは、先日の一般質問でも述べましたし、答弁で町長も認められたとおりです。

そんな中、町は、町民の暮らしを守る防波堤としての役割を果たすべきだと考えます。予算には、そういう観点からの評価すべき施策もあります。タクシーチケットの交付、住宅リフォーム助成事業の継続、高校生の通学定期助成制度などです。さらに、奨学金制度の改正や就学援助制度の改善なども歓迎するものです。

また、特別養護老人ホームの開設は、施設待機者に歓迎されるものですが、多くの赤字が見込まれることや介護にかかわる人材が不足していることは懸念されることであり、介護職員の待遇改善などが必要だと考えます。

町単独では解決できない問題も多くあり、小豆島を元気にするというならば、国の悪政を認めるのではなく、福祉の増進を文字どおり行える必要な財政的援助を国に強く求めるべきだと思います。同時に、町としても町民の所得を増やし、負担の軽減で町民の懐を暖

める施策にこそ力を注ぐことが必要だと考えます。

さらに、認められない予算もあります。

第1は、部落解放同盟への多額の啓発活動補助金を初めとする同和対策予算です。

国の同和対策特別事業は、2002年3月に終結し、14年たつ今日、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあります。時として起こる不心得な非科学的な認識や偏見に基づく言動がその地域社会で受け入れられない民主主義の力を強めていくことこそ重要です。行政の施策は、全ての国民に対し公平に運用するのが原則であり、人権問題の相談、教育、啓発活動は、憲法に基づき一般施策として行うべきです。また、昨年成立した部落差別の解消の推進に関する法律は、部落差別の解消推進のための理念法と言いながら、部落問題解決の歴史に逆行して、新たな障壁をつくり出し、部落差別を固定化、永久化する恒久法であり、その危険は極めて重大です。同和対策の特別扱いを固定し助長することにもなります。

第2に、マイナンバー関連予算が計上されていることです。

マイナンバーカードの問題点は、さきに述べたとおりです。マイナンバーは、徴税強化と社会保障費抑制の手段にしたい国、財界の都合で導入されたものです。国民に弊害ばかりもたらすマイナンバーは中止し、廃止へ向け見直すことが必要です。

最後に、町民の暮らしに心を寄せ、さらに町民の暮らしを守るための予算にすべきであることを申し上げ、反対討論といたします。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第13号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

町を元気にしていく上で、社会資本の整備のための施策として、健康づくり、地域の福祉、教育、子育て、産業づくり、文化、アートと住まい暮らしに区分し、課題の山積する小豆島町の課題を的確に捉え、その解決に向けて、施策事業に必要な予算が計上されていますので、私は平成29年度小豆島町一般会計予算に賛成するものであります。

また、同和関連におきましても、部落差別解消法という新たな法律ができるということは、まだまだその部分に関して差別が残っている。それを解決していかないといけないというふうなこともありますので、その部分の予算についても賛成いたします。

また、マイナンバーは、それぞれの人が公平な課税なり、また新しいサービスを受けられるというふうなことで導入されたものでありますので、私はその関連する予算に賛成いたします。以上です。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第13号平成29年度小豆島町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第15号平成29年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第15号平成29年度小豆島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして、負担増と差別医療を強いる世界でも異例の医療制度です。2年ごとの保険料の見直しで保険料の引き上げが続いています。高齢者の生活は、年金減額、消費税増税、医療や介護の負担増など厳しさを増しています。

そうした中、国は、さらなる高齢者医療の改悪を行っています。その一つが後期高齢者医療制度の低所得者のための保険料軽減の特例を新年度から廃止する計画です。高齢者の

暮らしが厳しくなる中で、こうした負担増を行うことは絶対に許せません。本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめています。町は、国に対し、年齢にかかわらず全ての国民が安心して医療を受けられるよう、抜本的な医療制度の見直しを求めるべきです。高齢者の生活や命を脅かす後期高齢者医療保険制度そのものと、予定されている軽減制度廃止に対して反対をします。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、平成29年度小豆島町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

後期高齢者医療制度ができたのは、高齢者の方が国民健康保険のほうの大きな重荷になっていたということで、国民健康保険と別個に後期高齢者医療制度ができたというふうに認識しております。

また、低所得者への配慮におきましても、本当に低所得の方には、それなりの減免措置は残されておりますし、ある程度皆さんが負担していただく中で、この制度を継続していく必要性もあると思いますので、私はこれに賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第15号平成29年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第16号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

要支援1、2の訪問、通所介護が保険給付から外れ、総合事業に移行することになりました。保険あって給付なしになる制度の後退であります。安倍政権は、さらに利用率3割

負担の導入やケアプラン作成を有料化し、現役世代にも報酬割りで負担を押しつけようとしています。暮らしの実態を踏まえず、社会保障費削減を狙った切り捨ては許せません。町として反対の声を上げるとともに、介護保険料、利用料などの負担軽減を拡充すべきだと考えます。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第16号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計予算に賛成の立場で意見を言います。

介護保険制度の部分で、高齢者の方がいろんな障害を負う中で、国民みんながその人を支え合っていくというふうな考えのもとにつくられたものでありますし、負担できる方は負担していただき、この制度自体を存続していくことが重要だと考えますので、私は議案第16号に賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第16号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第17号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第18号平成29年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号平成29年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第19号平成29年度小豆島町水道事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号平成29年度小豆島町水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号平成29年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~


日程第4 議案第21号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

日程第5 議案第22号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

日程第6 議案第23号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（森口久士君） 次、日程第4、議案第21号から日程第6、議案第23号教育委員の任命につき同意を求めることについては、相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第21号から議案第23号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、岡田恕枝氏が平成29年5月11日をもって任期満了となり、熊坂泰忠氏並びに黒木治夫氏から平成29年5月11日をもって辞職したい旨の申し出がありました。つきましては、岡田恕枝氏の後任に真砂高昭氏を、熊坂泰忠氏の後任に中川晋氏を、黒木治夫氏の後任に照下あけみ氏をそれぞれ新たに任命しようとするものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第4、議案第21号教育委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 議案第21号教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

上程議案集の1ページをお願いいたします。

提案理由は、現在の教育委員である岡田恕枝氏が平成29年5月11日をもって任期満了となるため、後任に真砂高昭氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は小豆島町池田2344番地、氏名は真砂高昭、生年月日は昭和29年10月18日でございます。

根拠法令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律になりますが、第3条で教育委員会は教育長及び4人の委員を持って組織するとなっております。

任命については、第3条第2項に記載しておりますが、真砂高昭氏は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有することから、任命するものでございます。

2ページをお願いいたします。

任期につきましては、第5条第1項で委員の任期は4年となっておりますが、附則第4条で施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとなっております。

このため、真砂高昭氏の任期につきましては、任期調整を行い、平成29年5月12日から平成31年5月11日までの2年といたします。

次に、学歴ですが、本会議前に訂正させていただきました。学部名について、日本大学理学部を文理学部に訂正して、おわび申し上げます。昭和52年3月に日本大学文理学部卒業となります。

以下、職歴、現在の教育長と教育委員につきましては、記載のとおりでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第21号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

次、日程第5、議案第22号教育委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 議案第22号教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

上程議案集の3ページをお願いいたします。

提案理由は、現在の教育委員である熊坂泰忠氏から平成29年5月11日をもって同職を辞職したい旨の申し出があり、教育委員会において同意されたので、後任に中川晋氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は千葉県柏市十余二254番地627、氏名は中川晋、生年月日は昭和21年11月3日でございます。

根拠法令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律になりますが、第3条で教育委員会は教育長及び4人の委員を持って組織するとなっております。

任命につきましては、第3条第2項に記載しておりますが、中川晋氏は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有することから、任命するものでございます。なお、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者となっておりますので、中川晋氏の住所は千葉県ですが、問題はございません。

4ページをお願いいたします。

任期につきましては、第5条第1項で教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長または委員の任期は前任者の残任期間とするとなっておりますので、熊坂泰忠氏の残任期間である平成29年5月12日から平成30年5月11日までの1年といたします。

学歴、職歴及び現在の教育長と教育委員につきましては、記載のとおりでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 小豆島町の人じゃないということで、問題はないというふうに言われましたが、小豆島町で適任者はいなかったというふうに考えとったらええんですか、その辺伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 中川晋氏につきましては、先ほど申し上げましたが、住所が千葉県のほうになっております。昨年の夏から、実際には月の半分以上、小豆島町で在住しているというふうに聞いております。議員の皆様もご存じのように、日本のトップ企業である日清食品ホールディングスの副社長等を務められており、現在は相談役となっておりますが、町内に適任者がいないということではなく、中川晋氏がいろいろな面で適任であるというふうなことで、今回の任命について上程したところでございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今、説明があったんですけども、小豆島に半分以上おられるということで、教育委員としての仕事に支障はないということでしょうか、その点をもう一度確認したい。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 教育委員の業務の内容につきましては、簡単に申し上げますと、毎月1回の教育委員会の定例会、それと学校の指導訪問ということで、幼稚園、保育所、小学校、中学校ということで年間に12回、それ以外に総合教育会議であるとか、さまざまな研修等がございます。およそ全てに参加していただいても、年間の日数は30日から40日程度ということになっております。

実際、任命について直接お話をお伺いしましたが、月に15日から20日ぐらいはこちらにおいでということで、そのあたり教育委員会の仕事をしていただくことに問題はないというふうに考えております。

○議長（森口久士君） よろしいですか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 支障はないということですけど、中川氏に関しましては、小豆島町の産業のほうの何かアドバイザーになっておると思います。月のうち15日から20日、支障がない、そう判断されたのはちょっとおかしいんじゃないかと。やはり一年中といいですか、年間を通して小豆島町の教育行政を見ていただきたい、我々は思います。

それと、年齢的に70歳を過ぎておられます。今後の小豆島町の教育界を考えるには、若い考え方を持って、若い方のほうが適任じゃないかなと思います。そのあたりで、この中川氏の人選についてどのような経過で人選されたのか、そのあたりをご説明お願いしたいと思いますが。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 人選の経緯でございますけれども、法律の第4条第5項のほうに、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともにということで、そのうちに保護者である者が含まれるというふうなことがございます。

本町の場合は、当然地域性等を考慮するとともに、性別ということで女性が1名以上、年齢の任命につきましては、任命時に原則年齢が75歳以下というふうに考えております。

中川晋氏を任命するに至った経緯につきましては、他の教育委員会等でも当然町外、市外の方が入っている教育委員会もございます。本町につきましても、当然本町内でこれまでずっと任命してきてまいっておりますが、先ほど申し上げましたように中川晋氏の経歴等を踏まえて、長い間ですけど、島出身で島外で活躍された方で、実際は月半分以上、生活の拠点をこちらに置かれているということもあります。住んでいるのは、月に半分とかいうことになりましてけれども、1年通じて教育について高い見識を持ってご意見をいただ

けるものと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） ここに第4条第2項、人格は高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有する者のうちからという、昨年7月ですか、帰ってこられたというのか、こちらで住みだしたのは、その半年余りでこれだけのことが見識を有するということも判断できたのかどうか。我々も日清食品という名前だけですがいい人なんかだと思いますけど、小豆島での生活はごく短いと思いますが、その間でこれだけのことが確認できたのかどうか、再度。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 昨年7月であったと思うんですけども、こちらに住宅、住所は向こうですけども、拠点をこちらに小豆島町のほうに移していただいております。その後、ご存じのように商工業審議会の委員にもなっていて、行政とのつながりも十分ございます。そのあたり、当然島出身ということで、同級生の方もたくさんおいで、いろいろなおつき合いもあることと思います。そのあたり、短期間で判断できたのかというご指摘でございますけれども、特に問題はないという、適任というふうに考えて、今回の任命ということになっております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第22号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第23号教育委員の任命につき同意を求めることについての内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 議案第23号教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

上程議案集の5ページをお願いいたします。

提案理由は、現在の教育委員である黒木治夫氏から平成29年5月11日をもって同職を辞職したい旨の申し出があり、教育委員会において同意されたので、後任に照下あけみ氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は小豆島町馬木甲73番地1、氏名は照下あけみ、生年月日は昭和32年1月24日でございます。

根拠法令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律になりますが、第3条で教育委員会は教育長及び4人の委員を持って組織するとなっております。

任命については、第3条第2項に記載しておりますが、照下あけみ氏は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有することから、任命するものでございます。

6ページをお願いいたします。

任期につきましては、第5条第1項で教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長、委員の任期は前任者の残任期間とするとなっておりますので、黒木治夫氏の残任期間である平成29年5月12日から平成30年5月11日までの1年といたします。

学歴、職歴及び現在の教育長と教育委員につきましては、記載のとおりでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 教育委員の3名の任命ですけど、先日、議会運営委員会で私がちよっと発言させてもらいました。3名の顔写真は掲載できないのか、そういうふうなことでその答弁といたしますか、それはその検討の結果はどうになりました。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） こちらのほう議案作成の話になってまいるかと思っておりますので、私のほうで答弁させていただきます。

議案につきましては、皆さんによくわかるようにということで、作成を今まで続けてきたわけでございます。これまでに顔写真を入れるというケースというのはなかったわけでございますので、少しお時間を頂戴して検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 少し検討するのはちょっと。顔もわからんまま、我々は承認せえ

ということなんですか。実際これわかりません、私、知らない方おいでますから。名前と経歴だけを見て果たしてそれは議会の同意を得たとなるかどうかというのは、早急にそういうなことを検討すべきであったんじゃないですか。議運があったんですから。結局これ同意されたら、議会だよりには当然顔写真掲載しますよ。そうしたら、ここ同意を得る場で顔写真見てもどこの誰かもわかりませんが、今後、我々はこの場で同意した場合、どこかでお会いしても、この方かなという確認ができるんですけど、これ一切ずっとわからずままでいってしまう可能性がありますけど、そのあたりはそれでよろしいんでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 写真掲載に関しましては、議会運営委員会の中でも反対意見等もいただいたこともございます。やはりそういうふうな意見があるということは検討させていただけたらというふうに考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 先ほどの議案第22号もそうなんですけど、熊坂さんと黒木さんが任期を1年残して辞職するというので、熊坂さんは年齢もあるのかなと思うんですけど、黒木さんについては、あと一年していただくことはできなかつたんでしょうか。

先ほど説明の中で一度にかわるのが問題で、任期を調整するというふうな話もありました。今回、3人が一遍にかわるということは、問題はなかつたんでしょうか、その点お尋ねしたい。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 熊坂泰忠氏及び黒木治夫氏につきましては、両名とも以前から辞任の意向をお伺いしておりました。こういう経緯がございます。

熊坂泰忠氏は、現在、76歳ですが、平成18年5月から教育委員で在任期間が11年となること、また年齢等のこともあり後身の方に道を譲りたいというふうな意向をお伺いしておりました。

また、黒木治夫氏につきましては、旧内海町時代の平成12年10月から教育委員であり、在任期間がこの5月で16年7カ月と長期間になることから、黒木治夫氏についても、数年前から新しい方に道を譲りたいというふうな意向をお伺いしておりました。

しかし、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことによりまして、議員の皆様もご存じのように、教育に関する大綱を策定する必要がございました。この大綱の策定につきましては、経験豊富な両名の方について加わっていただきたいということで、慰留をしまいった経過がございます。今回、小豆島町教育大綱につき

ましては、今月末開催の総合教育会議において策定予定であることから、教育委員会において、平成29年5月11日をもっての辞任を承認したところでございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 3人一度にかわるということの問題はないということですかね。

それと、もう一点ですが、新しい照下あけみ氏ですけれども、それこそここに書いてある学歴、職歴だけではちょっとわかりにくいというか、どういう方なのかということももう少し説明があればお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 今回、新しく3人の教育委員を任命することについてですが、支障がないかというご指摘でございます。

通常ですと、基本的に1名ずつが基本だと考えております。法律のほうでも1年ごとにかわるようにということで、今後は1年ごとにかわるように、先ほど真砂高昭氏の任期調整でもございましたが、1年ずつ交代するように考えていきたいと考えております。

ただ、今回、先ほども以前から辞任の意向があったという経緯がございまして、今回、新しく3人の教育委員を任命することになりますが、本町の場合、学校指導という面では、おとしから教育指導室を設置しており、ある程度学校指導の面では充実した体制をとっております。

また、今回、任命される3人の方とも、それぞれ分野は違いますが、各分野で経験が豊富で、教育についての見識も高く、今後の教育委員会の運営についても円滑に考えるものと考えておりますし、これから策定する小豆島町教育大綱に基づいた教育を実践していく上において、適した人選だと考えております。

もう一点、照下あけみ氏については、学歴、職歴のほうは記載のとおりで、非常に簡単なものですが、先ほども教育委員、性別、年齢等考慮するというので、教育委員にはやっぱり1名以上女性の方に入っていただきたいこと、また子育て等を通じて非常に教育に熱心であること、また道徳教育等にも積極的に取り組まれておりますことから、総合的に判断して任命したところでございます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） ちょっと誤解がないようにしておきたいと思います。

先ほど総務部長の答弁の中で、非常に写真掲載の議案についての質疑があったときに、それに対する反対意見という言葉があったと思うんですが、それは私だと思うんですけど

も、私は写真掲載に反対の立場で言ったんじゃないんです。例えば最近採用試験なんかでも非常に項目についてプライバシーとか、そんな関係で規制がだんだん厳しくなると聞いておるんですけども、その写真掲載をつけた場合、問題点はありませんかと、そういう感覚で申し上げたわけでありまして、ただ1点私が申し上げたのは、今、議案についております項目とその写真を見ただけでその人の人格とかそんなのはわかりますかという意味もあります。ある部分はやっぱりこれを推薦してきた執行部に任してもいいんじゃないかと、人選は執行部にもう少し任せてもいいんじゃないかという意味合いもありました。

ちょっとまとめて言いますと、写真掲載について問題がなければ検討してもらったらいんですけれども、写真掲載が反対やいう立場ではありません。もう一点は、もう少し執行部側に人選については任せてもいいんじゃないかと、その2点の意味合いがありました。誤解のないようにちょっとつけ加えてもらいたいと思います。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 先ほど答弁で、照下あけみ氏について道德教育に熱心というふうなことがあったんですけど、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 道德教育につきましては、一つの団体でありますモラロジーというのがありますけれども、その中の道德のところで道德教育をしっかりやられてると。私どもは、香川県の教育委員会のいろんな推薦を見たら、もう全部受け取ったもんで一緒に道德教育を講演なんかをやっているということで、道德教育を本当に熱心にやられて、子供たちの健全育成をされているということ、それから健全育成に尽くされているということでは聞いております。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） 教育委員につきましては、昨年5月に中川剛臣氏がなられました、新しく。今回、3名の方が新しくなる、5月ですけど。5名の教育委員の中で、教育長が一番古いというか、もうずっと教育長、教育委員ですから。教育長がしっかりされておるから、問題はないと思うんですけど、それだけ2年間の間に4名の方がかわること自体が小豆島町の教育行政、学校教育、社会教育、全てにおいて果たしてそれでいいのか。そういうふうな役割なのか約束なのか、そういうのは考えての3名一挙の交代といえますか、なるのかどうか、心配はないのかどうかです。

○議長（森口久士君） 教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 大川議員のご指摘のとおり、先ほども答弁いたしました、

本来ですと、法律もありますように1年ごとに1名ずつというのが理想的ではあるとは考えております。

ただ、本町の教育委員の場合、昨年任命した中川氏以前の方については、合併時、またそれ以前からいうことで、非常に教育委員の在任期間が長くなっておりました。先ほども申し上げましたけど、27年の法律改正によって、教育大綱を策定する時期にも当たったりするということで、本来ですと、辞任の意向があった段階で1名ずつ交代ということもあったと思うんですけども、いろいろな事情が重なりまして、教育大綱が策定された今回ということで、3名が同時の任命ということになった経緯がございます。

やっっていけるんかということにつきましては、先ほども説明いたしましたが、教育長は現在2期目でございます。学校指導面のほうについては、合併後、指導主事の先生も配置しておりますし、27年からは教育指導室を設置しており、そのあたりは十分教育委員の方をサポートできる事務局の体制が整っております。また、3人の方とも、それぞれの分野で経験が豊富で教育についての見識も高いと判断しております。

今後の教育委員会の運営についても、事務局としては円満に行えると考えておりますし、教育大綱に基づいた教育を実践していく上で、新しい3人の方を迎えて、それに向かって取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第23号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は14時25分。

休憩 午後14時16分

再開 午後14時25分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 7 議案第 24号 内海病院跡地利用改修工事（福祉施設）に係る工事請負契約の変更について

日程第 8 議案第 25号 内海病院跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更について

日程第 9 議案第 26号 内海病院跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更について

日程第 10 議案第 27号 内海病院跡地利用改修工事（庁舎）に係る工事請負契約の変更について

○議長（森口久士君） 日程第7、議案第24号内海病院跡地利用改修工事（福祉施設）に係る工事請負契約の変更についてから日程第10、議案第27号内海病院跡地利用改修工事（庁舎）に係る工事請負契約の変更については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第24号内海病院跡地利用改修工事（福祉施設）に係る工事請負契約の変更についてから議案第27号内海病院跡地利用改修工事（庁舎）に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第24号から議案第27号につきましては、内海病院跡地利用改修工事に係る4つの工事請負契約の変更契約をそれぞれ締結したいので、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出するものでございます。

それぞれの変更契約の詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） まず、日程第7、議案第24号内海病院跡地利用改修工事（福祉施設）に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第24号内海病院跡地利用改修工事（福祉施設）に係る工事請負契約の変更につきましてご説明を申し上げます。

追加の上程議案集の7ページをお願いいたします。

本件は、8月18日に開催の平成28年第1回臨時会で議決をいただきました工事請負契約の変更について、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会にお諮りするものでございます。

契約の目的は内海病院跡地利用改修工事（福祉施設）で、変更前の契約金額4億2,876万円を6,912万円増額し、4億9,788万円にしようとするものです。また、契約の工

期の終わりを平成29年3月31日から平成29年5月31日とするものでございます。契約の相手方は株式会社合田工務店代表取締役森田紘一でございます。

1 ページめくっていただき、8 ページの工事概要書をご覧ください。

本契約の変更内容につきましては、5 の変更概要の項目に記載のとおりでございます。

居室の個室化に伴う変更工事は、4階から6階の特別養護老人ホームの部分で、内海病院のときに4人部屋であったところを2つの部屋に区切って個室にする工事でございます。当初既存の一つのドアを使って出入りする設計でありましたが、機能的に無理がございました。そこで、一部屋一つのドアに変更設計したものでございます。

バルコニーへの出入り口は、火災等の緊急時に必要であるとのことで設けております。

1階厨房につきましては、当初は調理機械の一部変更だけでしたが、建物が築20年になろうとしております。休みなく利用している施設でございますので、厨房内の配管、床材、冷暖房機器等施設等かなり傷んでおりました。この機に改修をしておかないと、今後の維持修繕が難しいことから、今回、追加改修を行うものでございます。

カーテンブラインド新設工事、それから一番下のサイン工事につきましては、当初別途工事で考えていたものでございますが、合併特例債の活用が可能な部分もあり、町の実質負担が少なく済むことから、本工事に含めようとするものでございます。

金属製建具の増は、各階を遮断するドアを電気錠とし、緊急時には一斉に鍵をあけることができるということにするものでございます。

居室内装変更工事は、居住性を高めるための工事となります。

なお、工期の変更に関しましては、1階厨房部分の改修を行うに当たり、その期間の老健の給食業務を内海給食センターの春休みとその前後の期間をお借りして行うこととしたことと、工事量の増によるものでございます。以上、簡単ではございますが、本件の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第24号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号内海病院跡地利用改修工事（福祉施設）に係る工事請負契約の変更については原案どおり可決されました。

次、日程第8、議案第25号内海病院跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第25号内海病院跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更につきましてご説明申し上げます。

追加上程議案集の9ページをお願いいたします。

本件につきましても、第1回臨時会で議決をいただきました工事請負契約の変更で、条例に基づき議会にお諮りするものでございます。

契約の目的は、内海病院跡地利用改修工事に伴う機械設備工事で、変更前の契約金額2億9,808万円を2,872万8千円増額し、3億2,680万8千円にしようとするものでございます。また、契約の工期の終わりを平成29年3月31日から平成29年5月31日とするものでございます。契約の相手方は田中電気工事株式会社代表取締役田中真一郎でございます。

1ページめくっていただき、10ページの工事概要書をご覧ください。

本契約の変更内容につきましては、5の変更概要の項目に記載のとおりでございます。

厨房改修工事の追加につきましては、さきの福祉施設変更契約で申し上げたとおり、施設がかなり傷んでおりますので、追加の工事といたしたものでございます。

水道、ガス等集中管理工事の追加でございますけれども、内海病院のときから水道や電気等の設備に関しましては、集中管理システムを導入し、故障時の警報、故障箇所の把握、自動制御、水道、電気等を使った量の把握等を行ってまいりました。今回、これの改修で設備のほうは更新されております。これに伴いまして、システムの更新を行うものでございます。

LPGバルクタンク据えつけ工事は、ガスの貯蔵に対し、これまでのボンベ式からタンク式に変更します。ランニングコストがかなり節約できますので、導入しようとするものでございます。

配管配線撤去工事の追加につきましては、既存のものは天井裏等にあり、設計段階でその数量を把握することができないため、追加工事の対象としたものでございます。

工期の変更理由につきましては、福祉施設の変更理由と同様に厨房施設の改修に伴うものでございます。以上、簡単ではございますが、本件の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 事前の説明の中でも過去に経験がなかったほど大変だったことわかるんですけど、この一番変更理由概要ですが、一番下のことに書いているように、老朽化激しくということが事前にわかっていたんじゃないかと。いろいろ現場で言ったんじゃないかと思うんです。ですから、以前そこで働いていた人の意見を事前に聞いてなかったんちゃうかなという気がちょっとするんで、その辺説明をお願いします。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 森議員ご指摘のところは厨房の部分であろうかと思います。

厨房部分に関しましては、平成9年に内海病院にできて以来、そちらを利用して、365日朝昼晩という、給食の業務を行ってきておりました。

ただ、当初の設計の段階では、もうそのまま利用していこうというふうなことで、手をつけないというふうなことで考えておったんですけども、実際にやはり一部変更するというので、内部に入りましていろいろ調べた結果、かなり傷んでおるということで、それまでにいろんな人のご意見を聞くということまで、ちょっとこちらのほうでやれておりませんでした。その辺はちょっと手落ちかなというふうに出しておりますけれども、どちらにいたしましても、今、開始しておかないと、将来的にはもう至るところが修繕が必要になってくるということがありますので、改修をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑は。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 今、総務部長の今、改修しておかなければ将来的にというふうな話ですけど、改修しなかったらいつごろまでもつか、改修したら何年耐用年数が延びるのか、寿命が延びるのか、そのあたりの数字はわかりませんか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 少し細かい数字まではわかりかねますけど、現在、かなりの改修をやらさせていただいておりますので、今、改修しておきますと、あと何十年、40年、50年もつ施設になろうかと思います。そうでない場合は、もうすぐにでも何年か二、三年後には直していかないといけないと、そういうふうな内容になってございます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第25号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号内海病院跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更については原案どおり可決されました。

次、日程第9、議案第26号内海病院跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第26号内海病院跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更につきまして説明をいたします。

追加上程議案集の11ページをお願いいたします。

本件につきましても、第1回臨時会でご議決をいただきました工事請負契約の変更で、条例に基づき議会にお諮りするものでございます。

契約の目的は内海病院跡地利用改修工事に伴う電気設備工事で、変更前の契約金額1億8,608万4千円を1,350万円増額し、1億9,958万4千円にしようとするものでございます。また、契約の工期の終わりを平成29年5月31日とするものでございます。契約の相手方は有限会社長谷川電工代表取締役長谷川恭之でございます。

1ページめくっていただき、12ページの工事概要書をご覧ください。

本契約の変更内容につきまして、5の変更概要の項目の記載でございます。

照明器具のLED化の追加は、当初設計ではLED電灯にするのは10分の1程度と考えており、その他は既存の蛍光灯の利用、それから新規蛍光灯の設置を考えておりました。ただ、電気代のランニングコスト、それから今後の維持管理に要する経費等これらを勘案しますと、ランニングコストが少なく済むLED化のほうが町の財政にとっては有利であるということで、LED化をすることといたしました。

それから、居室の個室化に伴いまして個別の廊下灯の変更、これはナースコール誘導灯といいまして、ナースコールを押すと、その部屋の外のランプが点滅するというところなんですけども、これも2室それぞれの部屋に誘導灯というふうに変えましたので、増加となっております。

設備等集中管理の改修、これは先ほど機械設備工事のほうで説明申し上げました集中管

理のシステムの追加でございます。

テレビ共聴設備工事の追加につきましては、既存のものが天井裏にございまして、設計段階としての数量を把握することができないということでございましたので、追加工事の対象といたしたものでございます。

工期の変更理由につきましては、厨房の改修工事に伴うものでございます。以上、簡単ではございますが、本件の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号内海病院跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第27号内海病院跡地利用改修工事（庁舎）に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第27号内海病院跡地利用改修工事（庁舎）に係る工事請負契約の変更につきまして説明をいたします。

追加上程議案集の13ページをお願いいたします。

本件につきましても、第1回臨時会で議決をいただき、条例に基づき本議会にお諮りするものでございます。

契約の目的は、内海病院跡地利用改修工事の庁舎部分でございます。変更前の契約金額1億1,340万円を648万円増額し、1億1,988万円にしようとするものでございます。また、契約の工期の終わりを平成29年3月31日から平成29年4月28日とするものでございます。契約の相手方は有限会社真砂建設代表取締役真砂哲でございます。

1ページめくっていただきまして、14ページの工事概要書をご覧ください。



本契約の変更内容につきましては、5の変更概要の項目でございます。受付カウンターの増工事、ブラインド取りかえ増工事、それから一番下の庁舎サイン工事、これらにつきましては、当初別途工事で考えていたものでございますが、合併特例債の活用が可能な部分もございまして、町の実質負担が少なく済むということから、本工事に含めようとするものでございます。

流し台、つり戸棚ほか撤去処分、2階廊下床仕上げの増工事は、当初設計に含まれていなかったもので追加工事となっております。

工期の変更理由につきましては、診療所改修、一番北側の部分でございますけれども、補助金の交付決定が遅れたため、診療所のでき上がりが今年1月に入ってからとなりました。それまでの間、内海病院のものの内科のところの内海診療所は診療を行っていたことから、庁舎部分の改修に取りかかるのが遅れました。それに伴いまして、工期を1カ月延ばすということに変更させていただくものでございます。以上、簡単ではございますが、本件の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 先日も意見が出とったもので、内海病院にバス入りますんで、ちょっと狭いんじゃないかという声があったと思うんです。ですから、そういう意味でいうと、入り口をちょっと広げたらどうかという感じはしようたんですけど、どうでしょうか。今回は間に合わんかもわからんけど。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 入り口の部分で定期バスの利用もございまして、今後、庁舎になってまいりますと、それから福祉施設になってまいりますと、非常に利用客の方が多いということも考えられますので、平成29年度工事でそのあたりにつきましては、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号内海病院跡地利用改修工事（庁舎）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第28号 平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第29号 平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第30号 平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第31号 平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

○議長（森口久士君） 次、日程第11、議案第28号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）から日程第14、議案第31号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）まで関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第28号から議案第31号平成28年度小豆島町一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第28号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）につきましては、一般会計において8億5,287万3千円を減額補正しようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、総務費2,748万6千円の減、民生費9,513万2千円の減、衛生費6,107万1千円の減、農林水産業費658万8千円の減、商工費1億2,552万5千円の減、土木費1,128万1千円の減、消防費310万7千円の減、教育費6億9,579万7千円の減、公債費400万円の減となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明します。

なお、議案第29号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第30号簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第31号介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）につきましても、担当部長及び課長から順次説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第11、議案第28号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第28号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第4

号)についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の15ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8億5,287万3千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億9,878万2千円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費を19ページの第2表繰越明許費のように定めるものでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。19ページの下段から20ページにかけましての第3表地方債補正のように追加、変更及び廃止を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

記載のとおり、11の事業について繰り越しを行うものでございますが、このうち上から3行目の個人番号カード交付事業、4行目の臨時福祉給付金事業、1行飛びまして6行目の海岸漂着物等地域対策推進事業の計3事業につきましては、国の2次補正によるものでございます。追加内示が年度末になるということで、繰り越しをさせていただくものでございます。

そのほかの8事業につきましては、地元や関係機関との協議、調整、工法検討や設計変更などに不測の日数を要したことからそれぞれ年度内の完了が見込めなくなったものでございます。

次の同じページの下段から第3表地方債補正をご覧ください。

まず、追加でございます。医師等のスキルアップ研修研究活動支援事業など医療従事者確保対策事業の財源として、過疎対策事業債ソフト分の借り入れが見込めることとなりましたので、新たに920万円の借り入れの追加をお願いするものでございます。

1ページめくっていただきまして、6ページ上段の変更分に起債の9事業、こちらにつきましては、事業費または負担金の確定見込み等によりまして借入限度額を増額または減額させていただくものでございます。

次に、6ページ下段に起債の借り入れを廃止する事業でございます。

まず、こども園建設事業につきましては、ご存じのとおり小・中学校の再編の関係もございまして、事業実施が延期となりましたことによる借り入れ廃止。

三都活性化施設整備事業につきましては、財源を平成29年度の辺地対策事業債に変更し

ましたことによりまして、今年度の借り入れは廃止とするものでございます。

続きまして、補正の内容でございます。

別冊の平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、2目1節河川費分担金57万8千円の減につきましては、草壁地区の松山地区急傾斜崩壊対策事業の精算によります分担金の減でございます。

同じく2項負担金、2目2節児童福祉費負担金99万円の増につきましては、小豆島町が補助金の窓口となり、小豆島中央病院に委託しております病児、病後児保育事業について、その運営費として利用者割により土庄町からの負担金を受け入れるものでございます。

同じく1項1目小学校費負担金60万5千円の増につきましては、放課後児童クラブの利用者増により、保護者負担金が増額となったものでございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、5目1節就学前教育使用料243万4千円の減でございます。こちらは、内海保育所及び小豆島こどもセンターの入所児変動や段階的無償化による保育料の減でございます。

14款国庫支出金から9ページ上段にかけましての15款県支出金につきましては、大半が事業費の精算見込みによるものでございます。特別の要因があるもののみご説明させていただきます。

まず、7ページ、8ページをお願いいたします。

上から2段目でございます。

14款国庫支出金、2項7目5節社会教育費補助金のうち、説明欄2の地方創生拠点整備交付金8,863万5千円の減でございます。こちらは、三都公民館の代替施設として予定しておりました三都活性化施設建設事業の財源といたしまして、国に補助申請しておりましたが、残念ながら採択をされなかったため、補助金を減額させていただくものでございます。なお、対応策といたしまして、平成29年度の辺地対策事業債を活用させていただくこととしておりますので、歳出側でも工事請負費等を減額させていただいております。

次に、15款県支出金、2項県補助金、3目3節病院費補助金1,077万7千円の減でございます。こちらは、地域医療介護総合確保基金事業補助金のうち、当初2町がそれぞれ窓口となって補助金を受け入れる予定でございました医師等スキルアップ研修研究活動事

業、こちらについては、窓口が小豆島中央病院企業団。島民運動展開事業、こちらについては、土庄町がそれぞれ補助金の窓口となりましたことから、小豆島町の受入額が減となったものでございます。

同じく4目3節水産業費補助金665万円の増につきましては、国の2次補正によりまして、平成29年度に実施すべき海底堆積ごみ回収事業に対する補助金が前倒し内示となったものでございます。事業自体は、繰越明許費のところでもご説明したとおり、繰り越してございます。

そのほかの国庫支出金及び県支出金は、各事業の精算による増減でございます。

1ページめくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

16款財産収入、2項3目1節商品券売払収入1億600万円の減でございます。こちらは、プレミアム商品券の発行を中止したことにより、大幅減となったものでございます。

次に、17款寄付金、1項5目6節教育総務費寄付金1千万円でございます。こちらは、大阪府在住の方から1件1千万円の寄付の申し出がございましたので、これを受け入れるものでございます。なお、寄付者の意向によりまして、高校生海外留学支援基金の造成に充当することとしております。

18款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正にかかわる財源調整の結果でございます。

5目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金以下につきましては、それぞれ充当事業の精算見込みによる増減でございますが、7目1節サン・オリーブ大規模修繕等準備基金繰入金、9目1節小豆島オリーブ公園整備運営基金繰入金、以上の2つの基金については増額となっております。これについては、7目1節については照明制御システム緊急修繕、9目1節についてはYOSHIDA温泉のボイラーの緊急修繕により増額となったものでございます。

1ページめくっていただきまして、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金5,174万4千円につきましては、今回の補正財源について、前年度繰越金により措置したものでございます。

次に、20款諸収入、5項1目3節雑入4,378万3千円でございます。説明欄1につきましては、世界考古学会議小豆島プレシンポジウムの精算によります福武財団からの助成金の減、説明欄2は内海病院の未収金の決算見込みによる増額計上でございます。

歳入の最後になりますが、21款町債につきましては、地方債補正でもご説明したとおり、各事業の精算見込みによりそれぞれ増額、減額するものでございますが、このうち6

目教育債、3節就学前教育債5億6千万円の減については認定こども園建設事業の延期、4節社会教育債、説明欄2の三都活性化施設整備事業債8,420万円の減については、平成29年度の辺地対策事業債への財源変更に伴うものでございます。以上、歳入の補正額合計は8億5,287万3千円の減でございます。

1ページめくっていただきまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

今回の歳出につきましては、例年同様、各事業の精算見込みによる増減が主な内容となっております。つきましては、特別なものを中心にご説明させていただきたいと思っております。

まず、2款総務費、1項6目財産管理費1,641万4千円の減につきましては、内海病院跡地管理事業の決算見込みによる減額でございます。

同じく7目企画費2,420万2千円の減ですが、こちらは瀬戸内国際芸術祭や東瀬戸内文化圏の世界遺産化事業、地域おこし協力隊事業、移住・定住対策事業など、多岐にわたる各種事業の精算による減額でございます。

同じく16目財政調整基金費7,530万円の増につきましては、一般会計が承継いたしました内海病院の事業会計の前年度決算剰余金1億5,052万7千円のうち、2分の1を下回らない額を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費22万2千円の増につきましては、国庫補助金で100%を財源といたしまして、地方公共団体情報システム機構に対して、マイナンバー交付事業の交付金を支出するものでございます。

ページ一番下の4項2目参議院選挙費から次のページの3目香川海区漁業調整委員会委員選挙費までは、各選挙の精算による減額でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費6,645万円の減でございますが、11節需用費はサン・オリーブ照明制御システムの緊急修繕による増、21節貸付金につきましては保健・医療・福祉職修学資金の貸付者の減による減額、28節繰出金につきましては保険給付費の抑制等による国保会計への繰出金の減でございます。

次の4目国民年金費は国民年金事務のマイナンバー利用時期の延期によりますシステム整備委託料の減、5目障害者福祉費は障害者自立支援給付費の前年度事業清算に伴う返還金の計上でございます。

ページ一番下から次のページにかけましての8目臨時福祉給付金事業は、2つの給付金事業の実績による減でございます。

次に、2項2目児童措置費は児童手当給付事業の実績見込みによる減、5目病児病後児保育推進費は小豆島中央病院への委託費及び無料化事業の利用者増による補助金の増であります。

次に、4款衛生費、1項3目環境衛生費及び4目環境保全費につきましては、合併浄化槽設置事業及び住宅用太陽光発電設備設置事業の申請減による補助金の減額でございます。

2項2目塵芥処理費ですが、13節委託料1,264万5千円の減のうち、説明欄1は請負差金による減、説明欄2は徳本処分場の増加容量が10%未満となったことにより、林地開発及び環境影響調査が不要となったことに伴う減でございます。説明欄3は、次期最終処分場の用地買収に伴い物件補償を予定しておりましたが、所有者からの寄付申し出がございましたので、物件調査が不要となったものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、実績見込みによる広域負担金の減でございます。

次に、3項1目病院費につきましては、3節職員手当等から14節使用料及び賃借料まで及び次のページの27節公課費、こちらにつきましては、昨年3月末をもって廃止した病院事業会計の未払金精算による減でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、医師等のスキルアップ事業及び島民運動展開事業の事業主体が各町から病院企業団と土庄町に変更になったことに伴う補助金の減でございます。

24節投資及び出資金につきましては、開院当初の入院抑制等によります病院企業団の最終的な収支不足、こちらが2億2千万円生じる見込みとなっております。これに対して、小豆島町の負担割合51.32%に応じて1億1,290万4千円を出資するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費から8目地籍調査費までも基本的には各種事業の精算による減でございます。ただ、8目地籍調査費の2節給料から4節共済費までは、年度途中で職員1名が急逝したことによる人件費の減でございます。

ページ一番下の3項1目水産業振興費702万7千円の増につきましては、国の2次補正により来年度に予定しております海底堆積ごみ回収事業に対する補助金が前倒し内示されたことから増額計上したものでございます。なお、事業自体は繰り越しでございます。

1ページめくっていただきまして、7款商工費、1項2目商工業振興費から5目オーブ振興費まで、こちらにつきましても各種事業の精算による減でございますが、2目商工業振興費の13節委託料1億1,600万円の減につきましてはプレミアム商品券の発行中止に

伴う減、4目観光施設費の11節需用費につきましてはYOSHIDA温泉のボイラーの緊急修繕による増でございます。

ページ下段の8款土木費、2項3目道路新設改良費から次のページの6項3目都市下水道建設費までも、各種事業の精算見込み及び事業量の変動による事業費並びに県営負担金の増減でございます。

9款消防費、1項1目常備消防費につきましては、小豆広域の消防費負担金の精算による減でございます。

ページ下段からの10款教育費、1項2目事務局費でございます。8節報償費から次のページの21節貸付金までは、精算による減額でございます。

25節積立金につきましては、歳入で受け入れました1件1千万円の寄付金を寄付者のご意向に沿いまして、高校生海外留学支援基金に積み立てを行うものでございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費及び2目教育振興費につきましては、精算による減でございます。

3目放課後児童クラブ事業費につきましては、7節賃金は池田放課後児童クラブにおける長期休暇中の受け入れ児童の増加に伴い雇用した学生アルバイト等の賃金の増、11節需用費も受け入れ児童の増加に伴う照明器具や収納棚の造設によるものでございます。13節委託料は精算による減、23節償還金利子及び割引料は前年度実績精算による交付金の返還でございます。

次に、3項中学校費、2目教育振興費につきましては、精算による減でございます。

4項就学前教育費、1目子育て共育費は精算による5歳児健診委託料の減。

2目幼稚園費及び次のページの3目小豆島こどもセンター費につきましては、国県補助金等の増減による財源更正でございます。

4目保育所費でございますが、11節需用費及び18節備品購入費は、内海保育所の保育環境改善のためのトイレ改修及び不足する備品の補充でございます。

13節委託料及び19節負担金補助及び交付金は、草壁保育園の入所児増加による委託料の増及び認定こども園整備事業の事業費変動等による補助金の増でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、前年度の実績精算による国県負担金交付金の返還でございます。

5目こども園建設費につきましては、認定こども園建設事業の延期に伴いまして、一部執行済みの経費を除く5億5,660万8千円を減額とするものでございます。

次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、精算による減ござい

す。

2目公民館費につきましては、三都小学校跡地売却に伴う代替施設でございます。三都活性化施設の建設につきまして、平成28年度の地方創生拠点整備交付金を活用すべく申請をしておりましたが、残念ながら採択をされなかったため、29年度において辺地対策事業債の活用により、三都公民館として建設することといたしましたので、今年度の予算からは減額をさせていただくものでございます。

1ページめくっていただいて、4目少年育成費から8目芸術振興費までは、各事業の精算による減でございます。

最後に、12款公債費、1項2目利子でございますが、こちらは平成27年度末に借り入れた町債の利率、こちらが想定より低利でございましたので、長期債利子を減額させていただくものでございます。以上、歳出の補正総額は8億5,287万3千円の減でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号平成28年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第12、議案第29号平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第29号平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の21ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,650万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,085万8千円とするものでございます。

今回の補正は、保険給付の増減のほか、被保険者数の増減による納付金の減額、税制改

正に対応するためのシステム改修及び小豆島中央病院医師住宅の整備に伴う補正でございます。

これらの内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の35、36ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。保険給付の減少に伴い、1目療養給付費等負担金を357万4千円、また2目の高額療養費共同事業負担金を85万8千円それぞれ減額するものでございます。

また、2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、保険給付費の減により普通調整分が減となる一方、小豆島中央病院の医師住宅整備に対して379万6千円の補助など、特別調整分の追加交付が見込まれますことから、1,218万9千円を増額するものでございます。

4款県支出金につきましても、保険給付の減少に伴い、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金を85万8千円、また2項県補助金、1目財政調整交付金を160万7千円それぞれ減額するものでございます。

同じく2項県補助金、2目国民健康保険直営診療所施設設備整備費補助金284万7千円につきましては、小豆島中央病院の医師住宅整備に対して、香川県から補助金の交付を受けるものでございます。

5款療養給付費交付金につきましては、退職被保険者等療養給付費の減少に伴い、2,301万円を減額するものでございます。

7款共同事業交付金につきましては、高額療養費の増加に伴い、3,553万7千円を増額するものでございます。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございます。1節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分は700万1千円、8ページの2節の保険者支援分は1,125万円の増額でございます。これらは、一般会計で受け入れしました国と県の負担金に町の負担を合わせて繰り入れるものでございます。

次の3節職員給与費等繰入金68万7千円は、税制改正に対応するためのシステム改修費を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の6節収支不足繰入金でございます。保険給付の減少、後期高齢者支援金、介護納付金の減少により、収入不足繰入金を8,611万1千円減額するものでございます。これによ

り、平成28年度は、一般会計からの収入不足繰入金はゼロとなります。

次に、歳出の説明を申し上げます。

39、40ページをお願いします。

1 款総務費、2 項 1 目賦課徴収費、13 節委託料68万 7 千円は、保険税の軽減判定所得の見直しなど、制度改正に対応するためのシステム改修費でございます。

2 款保険給付費につきましては、一般被保険者に係る保険給付に若干の不足が生じる一方、退職被保険者に係る給付に余剰が生じることから、総額で2,169万円を減額するものでございます。

3 款後期高齢者支援金と 6 款介護納付金につきましては、被保険者数の減少から納付額が減少することとなったため、後期高齢者支援金等について1,355万 4 千円、介護納付金について1,515万 9 千円をそれぞれ減額するものでございます。

8 ページの41、42ページをお願いします。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、高額医療の減少から343万 4 千円を減額するものでございます。

11 款 3 項 1 目直営診療所施設勘定繰入金664万 3 千円は、小豆島中央病院の医師住宅の整備に係る国と県の補助金をあわせて小豆島中央病院に繰り出しするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第29号平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第30号平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第30号平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の23ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で既定の額に歳入歳出それぞれ325万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億7,267万2千円とするものでございます。

その内容につきまして、別冊の補正予算説明書で説明させていただきます。

説明書47ページをお開き願います。

歳入の補正になります。

3款国庫支出金、1項1目簡易水道費国庫補助金であります。国の2次補正があり、年度当初決定を受けていた補助額が増額となったため、783万円を補正するものでございます。

4款県支出金、1項1目簡易水道費県費補助金であります。国の補助金が増額となったため、県補助金も234万9千円増額補正するものです。

6款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金でございますが、福田、浜、尾崎地区における配水管布設工事において、工事費が増額となったため、その財源として充当しております。簡易水道事業財政調整基金の繰り入れを152万2千円増額するものです。

7款繰越金、1項1目繰越金でございますが、補助金等が増額となったことにより、繰越金が334万9千円増額するものです。

9款町債、1項1目簡易水道事業債であります。昨年9月補正で国庫補助金が減額となったことにより、岩谷簡易水道統合事業債を増額させていただきましたが、平成28年度の国庫補助金の2次補正がついたため、1,180万円を減額するものです。

次に、1枚めくっていただき、49ページをお願いします。

歳出補正になります。

2款業務費、1項送配水費、1目送配水費、15節工事請負費であります。岩谷簡易水道統合事業は、今年度で最終年度でありますので、完了するための現場精算による235万円の増額と、福田地区配水管布設替工事における90万円の増額変更により、工事請負費を325万円増額するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第30号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり決定されました。

次、日程第14、議案第31号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（岡本達志君） 議案第31号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

上程議案集の26ページをお願いいたします。

まず、第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正です。収入は、第1款施設事業収益、第1項施設運営事業外収益の既決予定額1,029万4千円から補正予定額600万円を減額し429万4千円に、支出は、第1款施設事業費用、第1項施設運営事業費用の既決予定額4億4,989万6千円から収入の補正額と同額の600万円を減額し4億4,389万6千円に補正しようとするものです。

続きまして、第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正です。収入は、第1款資本的収入、第1項補助金の既決予定額4,864万8千円に補正予定額600万円を加え5,464万8千円に、支出は、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額4,864万8千円に補正予定額671万2千円を加え5,536万円に補正しようとするものです。

この補正に伴い、予算第4条本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,668万5千円を2,739万7千円に改めるものです。

内容につきましては、別冊の説明書52ページをお願いいたします。

今回の補正は、県の補助金を財源として、現在、改修中の介護保険施設備品等の整備をしようとするものですが、当初予算におきましては、そのうちの600万円を収益的支出に充てる予定としておりましたが、これを資本的支出に振りかえて執行しようとするものです。したがって、収益的収入及び支出の予定額を600万円減額し、資本的収入及び支出に600万円を加えるものです。また、資本的支出におきましては、事業の執行上、71万2千円を増額しているため、671万2千円の補正額となっております。以上、簡単です

が、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第15 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第15、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 発議の前に訂正を申し上げます。

先ほど総務建設常任委員会報告におきまして、件名3の件名及び審査の結果の欄ですが、(4)議案第13号と申しましたが、(3)議案第13号、それから(6)議案第15号と述べましたが、(4)議案第19号の間違いでありました。訂正しておわび申し上げます。

それでは、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。平成29年3月16日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員谷康男。賛成者、小豆島町議会議員秋長正幸、同安井信之。

提案理由としましては、介護老人保健施設に加え、新たに特別養護老人ホームを設置するため、名称が介護老人保健施設から介護保険施設に変更となることから、教育民生常任委員会の所管から名称を変更しようとするものであります。

ページの新旧対照表の右側の改正前にありますように、第2条第1項第2号の介護老人保健施設を左側の改正後の介護保険施設に改めるものでございます。

附則として、平成29年4月1日からの施行とするものです。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 発議第2号 参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出について

○議長（森口久士君） 次、日程第16、発議第2号参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出について提案理由の説明を求めます。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 発議第2号参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成29年3月16日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員谷康男。賛成者、小豆島町議会議員秋長正幸、同安井信之。

2016年夏の参議院選挙において、憲政史上初の合区がなされ、4県選挙区が島根、鳥取、徳島、高知の2つに統合されました。合区対象地域では、選挙区が拡大し、有権者からは顔の見えない、主張の見えない候補者といった不満、地方切り捨てとの批判が出ています。合区が今後も存続、拡大をすれば、政治への関心がますます低下し、人口減少が進む地方に対する国のきめ細かな配慮が行き届かなくなるおそれがあります。

全国知事会、全国市長会、全国町村長会はもとより、昨年11月9日の第60回町村議会議長全国大会でも合区の解消に対する特別議決をしておりますことから、関係機関への意見書を提出しようとするものです。

意見書の内容について朗読は省略します。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 意見書の中で、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう要請するとあるんですけど、この選挙制度というのはどう

いうことを意味しているんですか。

○議長（森口久士君） 5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 意見書を読んでとおりですが、都道府県単位による代表が国政に参加するほうが可能な選挙制度ということです。高知、徳島、また島根、鳥取、両県にまたがるような選挙制度ではなく、各都道府県から候補が出られるような制度ということでございます。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） それは、もとに戻して、県ごとに定数を定めるということでしょうか。その場合に格差の問題はどうやって解決されるんです。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） これは、あくまで地方からの要望でありまして、定数その他につきましては、今後、国会で討議されるものと考えております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、参議院選挙における合区の解消に関する意見書に対して反対の討論をいたします。

少し長くなりますが、お許してください。

問題とされている合区は、昨年7月に成立した改正公職選挙法によるもので、1票の格差を是正するためにさきの参議院選挙で徳島、高知、鳥取、島根において、憲政史上初の合区による選挙が実施されたものです。しかし、合区をつくってまで行った選挙にもかかわらず、1票の格差が3.0倍以上あったとして相次いで訴訟が起きました。これは、公職選挙法の改正が抜本改正ではなく、当面の格差を3倍に治めるための単なる数合わせを行ったに過ぎなかったからです。合区をつくって数合わせした結果、都道府県単位の選挙区を基本的に維持しながら、人口の少ない県と隣接する県には適応しないという矛盾から生まれる制度上の不公正を生むという重大な問題が起きました。議員定数を現状のまま維持するとしても、人口変動の予測を見れば、今後も新たな合区が必要となり、合区された県と合区でない県との不平等感は一層顕著になっていくものと考えられます。

意見書では、投票率の低下などの問題を指摘していますが、この点は全く同感です。国

に対し早急に合区の解消を行うよう求めることは当然です。改正公職選挙法の附則では、2019年の参議院選挙に向け選挙制度の抜本の見直しについて検討を行い、必ず結論を得ると明記されています。この附則に従い、投票価値の平等という憲法上の要請に応える抜本改正こそ求められるべきです。

意見書案では、地方の意見を国政の中でしっかりと反映できる仕組みを構築すべきとしています。この点は同感ですが、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるようとしている点については同意できません。そもそも法のもとの平等は、憲法の大原則で基本的人権に係る基本的命題です。そのもとで、憲法第43条を改定し、仮に参議院を地方代表として1票の格差を是認するなら、憲法で規定する全国民の代表としての衆議院とは異なる権能の制限がされることとなります。さらに、憲法第92条は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとしており、憲法は直ちに都道府県を規定しておらず、新たな規定を行うことは、日本の地方自治、統治機構全体にかかわる大きな命題です。早急に合区解消を願う県民が、国民がこんな議論を求めているとは到底思いません。憲法改正を進めるためにする議論ではないでしょうか。

憲法第47条には、選挙区は法律でこれを定めるとしていますが、都道府県を単位とした上で、一票の平等の基本原則を守ろうとすれば、総定数は増やす以外にはありません。憲法では、衆議院も参議院も全国民を代表すると規定されており、都道府県のような地域代表制について直接要請していません。また、地域代表を重視するといっても、都道府県で定数に、つまり改選定数1の選挙区では、比較第一党の候補者しか議員になれません。比較第一党の議員がその地域の民意を全て反映していると言えるのか。地域におけるその他の民意が切り捨てられることになるのではないのでしょうか。この欠点を補って、できるだけ多様な民意を反映させるとして比例代表制が併用されているのではないのでしょうか。

2009年9月の最高裁による違憲判決や選挙制度の仕組み自体の見直しの提起を受けて、2010年12月当時の西岡武夫参議院議長は、定数を242議席のままとした上で、都道府県単位の選挙区を廃止し、全国を9ブロックに分割した比例代表で全議員を選出するとした選挙制度改革のたたき台を提示しています。この案は、一票の格差を縮小し、最小のブロックでも定数10人、改選6とし、1人区という小選挙区をなくす結果、民意の過度な集約を解消し、より民意を反映する選挙制度となり、検討に値する案だと思います。以上、述べてきましたように、合区問題解消については、現憲法のもと、公職選挙法の抜本改正を図ることで解決できる問題です。一票の格差是正を求める国民、最高裁の判決に背を向ける

とともに、合区問題解消入り口に憲法改正への後押しをするような意見書は出すべきではないと考えます。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 反対討論が何か賛成みたいなこと言ってよろしいんか。一応賛成討論を行います。

私は、発議第2号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

昨年夏の参議院選挙で行われた2つの合区となった対象地域では、地方の声が国政に届きにくくなり、地方切り捨てにつながるとの批判の声が出る中、投票率の低下など影響が顕著にあらわれております。地方は、人口減少、高齢化が進む中、地方創生に取り組み、地方の活性化を図るために地方の意見を国政に反映する必要性が高まってきております。合区が今後も存続、拡大をすれば、政治への関心がますます低下し、地方議員の減少により、地方の意見を国政に反映させることが困難になり、国のきめ細かな配慮が届きにくくなるおそれがあることから、私は発議第2号の参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出について賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、発議第2号参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次に、日程第17及び日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成29年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後3時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員